

1 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度全省庁統一競争参加資格「物品の販売」のB・C・D等級を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

2 公告の提示場所： 陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>) ・相浦駐屯地・大村駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

3 契約条項及び入札参加者心得を示す場所： 陸上自衛隊 相浦駐屯地第363会計隊相浦派遣隊・西部方面隊ホームページ

4 落札決定方法： 総額決定とする。(消費税抜き価格) 当隊所定の予定価格以内の最低額入札者を落札者とする。

5 保証金に関する事項

(1) 入札保証金： 免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金： 免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

- (1) 競争参加資格のない者のなした入札
- (2) 電信・電話による入札
- (3) 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- (4) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書等作成 : 落札者は、落札決定後「駐屯地用標準契約(請)書」の様式により作成する。

9 その他

- (1) 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、平成27年11月6日(金)12時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額になる場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- (3) 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- (4) 資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。
- (5) 同等品申請は、11月4日(水)10時までに同等品判定依頼書を提出し、承認を得ること。
- (6) 契約の相手方となり納品する際、問い合わせ先担当者へ直接、納品すること。

10 問い合わせ先

〒858-8555 長崎県佐世保市大瀨町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
TEL 0956-47-2166

入札に関する事項：第363会計隊相浦派遣隊 契約班 担当 砂川 内線 349

同等品申請に関する事項：No1～2	西部方面混成団訓練科	担当	久保川	内線	234
: No3～16	第118教育大隊管理係	担当	武本	内線	411
: No17～60	西部方面普通科連隊3科	担当	森	内線	536
: No61～64	相浦駐屯地業務隊管理科	担当	佐々木	内線	381